

消防法施行令改正のお知らせ

小規模な飲食店等における消火器具の 設置が義務化されます！

令和元年10月1日から

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受けて、消防法施行令が改正されました。火を使用する設備又は器具を設けた飲食店においては原則として延べ面積に関わらず、消火器具の設置が義務付けられました。
(防火上有効な措置が講じられている場合は除きます。)

●対象となる飲食店等

延べ面積150㎡未満で、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等
※延べ面積150㎡以上の飲食店等は従前より消火器具の設置が義務付けられています。

●火を使用する設備又は器具とは？

調理を目的として火を使用する設備又は器具とは、コンロ、七輪等が該当します。
※IHコンロは火を使用しないので対象外です。

●消火器の設置義務が免除となる場合

調理油過熱防止装置など、全ての火を使用する設備又は器具に「防火上有効な措置」を設けている場合は消火器の設置義務が免除されます。

○調理油過熱防止装置

鍋等の過度の温度上昇を検知して自動的にガスの供給を停止し火を消す装置

○自動消火装置

厨房設備における温度上昇を感知して自動的に消火薬剤を放射することにより火を消す装置

○圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給が停止することにより火を消す装置

●消火器の点検および報告について

設置が義務付けられた消火器具は、6ヵ月ごとに点検を実施し、1年に1回消防署に「消防設備等点検結果報告書」を提出する必要があります。点検・報告の方法に関しては総務省消防庁ホームページにある「消火器点検アプリ」や「自ら行う消火器の点検報告」などをご参照ください。(下記QRコード参照)



点検報告支援パンフレット



消火器点検アプリ



消火器点検結果報告書

お問い合わせ先

益田広域消防本部予防課 31-0230

益田署美都分遣所 52-2042

益田署匹見分遣所 56-0234

益田署津和野分遣所 72-0411

益田署日原分遣所 74-0723

益田署柿木分遣所 79-2201

益田署六日市分遣所 77-0162